

消防水利整備基準等改定検討会



画像：耐震性防火水槽設置工事100m³型

さいたま市消防局 総務部 消防施設課
令和6年7月30日

本検討会について

検討会の全体スケジュール

➤ スケジュール（予定）

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
今年度予定	第1回検討会 (本日)		令和7年度事業者周知用の 予算要求		第2回検討会				第3回検討会
			9/4-10/18 (予定) 9月定例会			11月末-12月末 12月定例会		2月初旬-3月中旬 2月定例会	成果とりまとめ

- 第1回検討会（本日）
- ・ 検討会の概要説明
 - ・ 意見聴取
- 第2回検討会（11月）
- ・ 第1回意見聴取を踏まえた議題検討・資料提示
 - ・ さいたま市の目指す方向性の検討
 - ・ 方針（案）の作成
- 第3回検討会（3月）
- ・ 方針決定

〈検討会終了後の予定〉

- 令和7年度にパブリックコメントを実施し、基準改定を行う見込み。
- 本検討会座長・委員へ新基準改定の報告を予定し、委嘱期間は令和7年度末までとしている。
- 事業者周知期間を経て、新基準を施行する（令和8年度以降となる見込み）。

➤ 検討会設置の背景

○令和6年能登半島地震における輪島市大規模火災などを踏まえると、消火栓は断水で使用出来ず、防火水槽は震災時に必要となる消防水利であると再認識したところ。

防火水槽の整備促進は重要な課題である。

○私設防火水槽は、建物の更新等により減少傾向にある。

○開発行為において、さいたま市の現行基準では、**既存消火栓が開発地周辺にある場合、防火水槽は整備されない。**

○一方で他都市では、開発行為における消防水利整備の指導基準について、**防火水槽を設置指導するための基準を定めている。**

本検討会の目的

さいたま市消防水利整備基準の改定方針（事務局案）は以下のとおりであり、各委員からの多様かつ専門的な意見を聴取し、基準改定の参考とすることを目的としております。

また、消防局の耐震性防火水槽整備計画をより効率的・効果的な整備を実施できるよう改定するための意見を聴取します。

＜方向性＞

大規模開発について、開発地周辺の水利環境に関わらず、防火水槽を設置する基準に改定する。

①大規模開発行為

（例：開発区域の面積が3,000㎡以上の開発行為）

延焼対策区域※への対処として、消防局の耐震性防火水槽整備計画をより効率的・効果的な整備を促進するための計画に改定する。

②延焼対策区域への耐震性防火水槽の整備促進策検討

※さいたま市防災都市づくり計画において、延焼リスク（延焼クラスター2,000棟以上）の高い区域
（参考）さいたま市地図情報HP

https://www.sonicweb-asp.jp/saitama/map?theme=th_142

さいたま市の現状と課題

消防水利とは

消防水利とは、消防法に規定する「**消防に必要な水利施設**」及び「**消防水利として指定されたもの**」をいう。

(消火栓・防火水槽・プール・河川・池など)

また、震災が発生し水道が断水した場合、消火栓が利用できなくなる。
この際に、防火水槽が消火用の水源として重要な役割を担う。

(震災時の大規模火災イメージ)

大地震発生

通電火災等

大規模火災
発生



阪神淡路大震災での延焼火災状況

写真提供：神戸市

消火栓



防火水槽



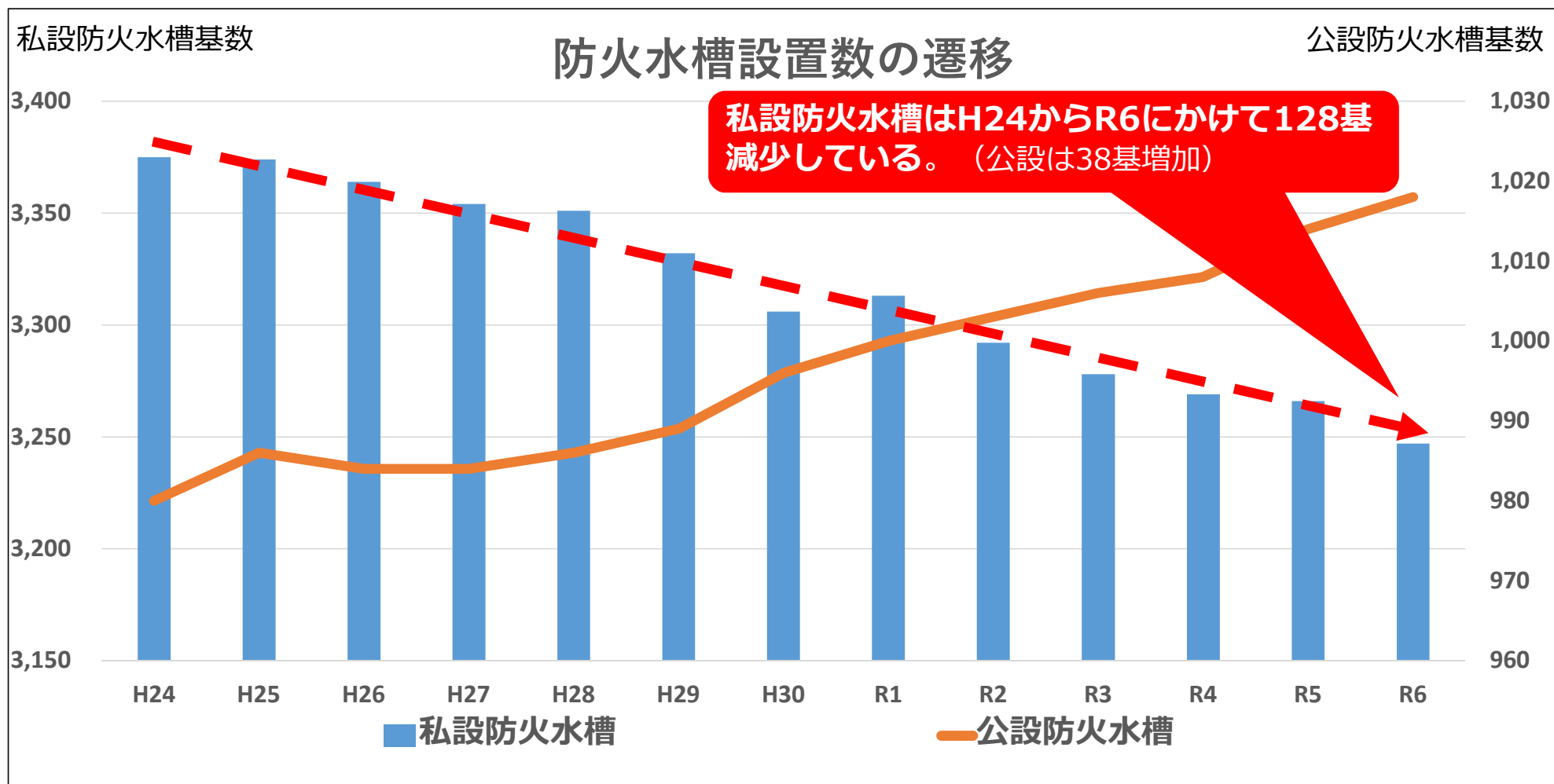
防火水槽

公設防火水槽：消防局で所有又は管理する防火水槽

私設防火水槽：民間企業等によって設置された公設以外の防火水槽

さいたま市の防火水槽整備状況 「現状と課題」

- 本市の防火水槽総数は4,265基であり、公設防火水槽が1,018基、私設防火水槽が3,247基となっている。（令和6年4月1日現在）
- 令和5年度内に開発行為で設置された私設防火水槽は5基に対し、建物の解体等で撤去された私設防火水槽は26基であり、新設数よりも撤去数が大きく上回っているのが現状。



さいたま市消防水利整備基準

さいたま市消防水利整備基準（現行基準）

➤ さいたま市消防水利整備基準（一部抜粋）

3 消防水利

消防水利は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に適合しなければならない。

(1) 消防水利の算定

開発区域の全域が既存の消防水利の有効範囲で包含することができない場合は、当該未包含部分を包含するために必要な消防水利を設置しなければならない。

(2) 有効範囲

消防水利の有効範囲は、下表のとおりとする。ただし、鉄道、河川、崖等で分断されている場合又は高速道路等で道路でのホース延長が困難な部分は、有効範囲に含まないものとする。

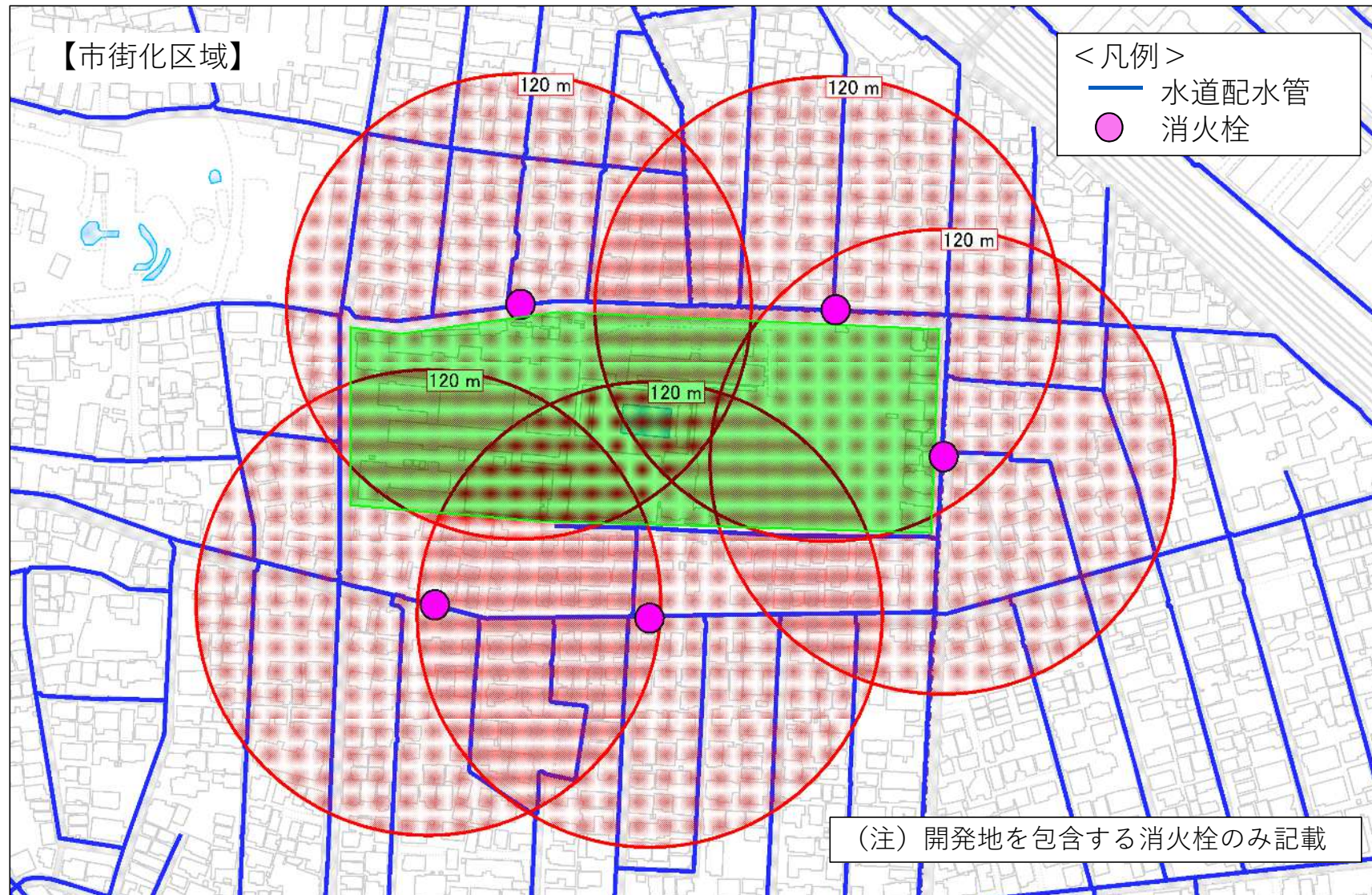
有効範囲（当該水利を中心とした円）	
商業・近隣商業地域	半径100メートル
工業・工業専用地域	
その他の用途地域	半径120メートル
用途地域が定められていない地域	

(3) 種別

開発区域に必要な消防水利は、防火水槽及び消火栓とする。

さいたま市消防水利整備基準（現行基準）

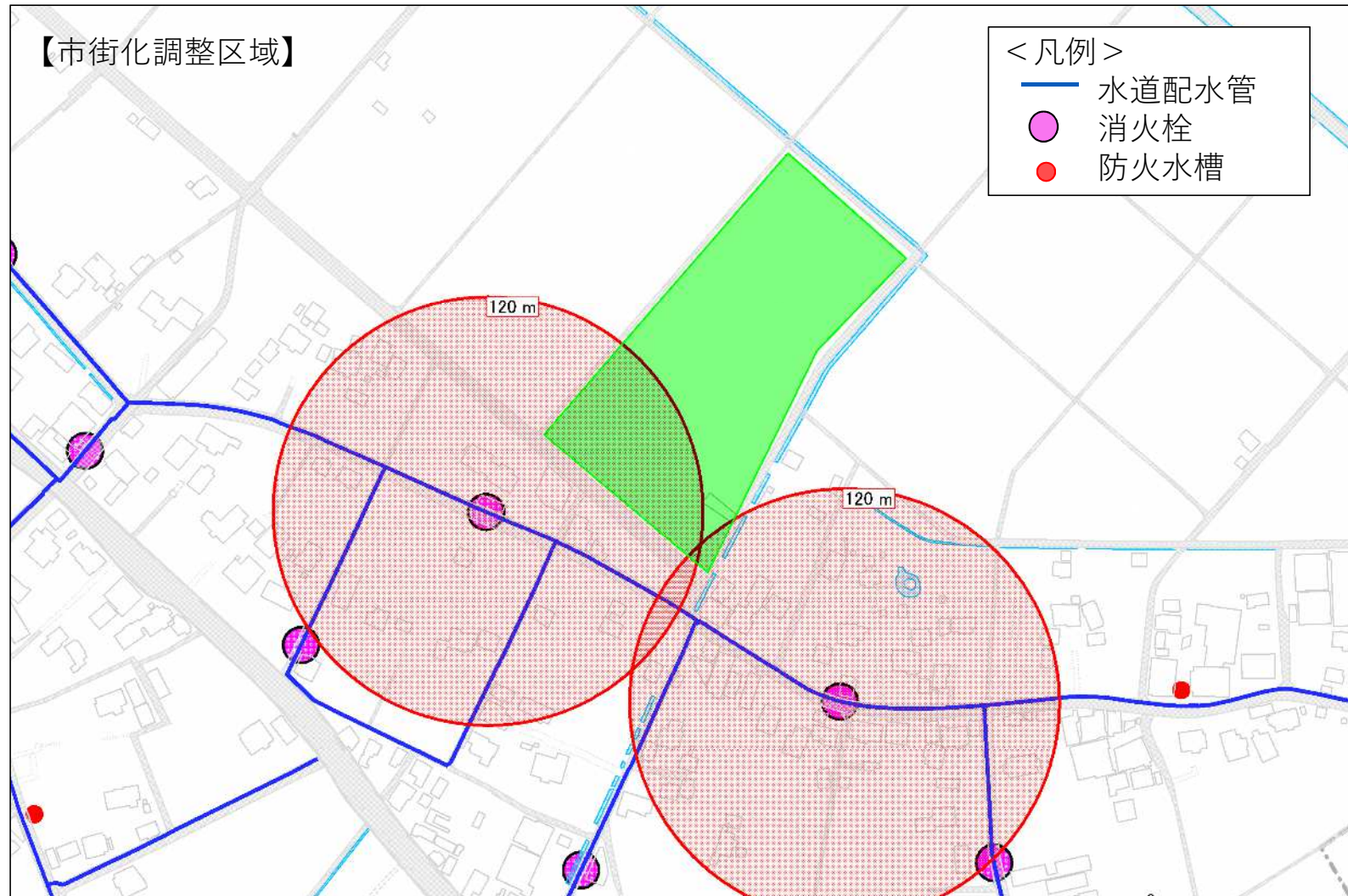
＜開発行為を実施するが消防水利の設置が不要となる例＞



開発行為の範囲（）に対して、既存の消防水利（消火栓）で包含されている。
約3万 m^2 の大規模開発だが、消防水利の設置は不要となる。

※実際の事例ではありません。

＜開発行為に係る協議により防火水槽の設置が必要となる例＞



開発行為の範囲（）に対して、有効な消防水利で包含できていない範囲が存在する。
消火栓の場合、有効な水利となる箇所を設置しても対象範囲を包含しきれない。
このため、防火水槽の設置が必要となる。

※実際の事例ではありません。

1 消防水利整備基準（指導基準）

開発行為における各指定都市等の消防水利整備基準（指導基準）の状況は次の通り。

- ① 開発行為に伴う消防水利の設置について、「消防水利の基準」（消防庁告示）以外で、市町村独自に設置に関して定めている指導基準の有無

独自基準有無	指定都市	県内中核市
有り（19都市）	18都市	1都市（越谷市※） ※越谷市まちの整備に関する条例で規定
無し（4都市）	2都市 （さいたま市・岡山市）	2都市 （川口市・川越市）

- ② 質問①指導基準有りの19都市のうち、消火栓ではなく防火水槽を設置指導するための基準の有無

防火水槽設置 指導基準有無	指定都市	県内中核市
有り（17都市）	16都市	1都市（越谷市※） ※越谷市まちの整備に関する条例で規定
無し（2都市）	2都市 （相模原市・浜松市）	—

⇒ 多数の指定都市等において、防火水槽を設置指導するための基準を定めていた。

2 防火水槽設置指導基準の具体的な要件内訳

(注記) 指導基準の大枠をまとめたものであり、細部事項は各都市で異なる。また、令和5年10月時点の情報である。

※前1②防火水槽設置指導基準有りの17都市

開 発 面 積 要 件	開発面積	都市名
	3,000㎡以上	横浜市、名古屋市、堺市、 <u>神戸市</u>
	4,000㎡以上	埼玉県越谷市 ※越谷市まちの整備に関する条例で規定
	5,000㎡以上	静岡市、北九州市
	10,000㎡ (1ha) 以上	新潟市、熊本市
	30,000㎡ (3ha) 超	<u>仙台市</u> 、川崎市
	50,000㎡ (5ha) 超	福岡市
	既存水利で包含できない範囲の面積が3,000㎡以上	京都市
そ の 他 の 要 件	消火栓・防火水槽の割合 (消火栓3：防火水槽1 等)	札幌市、千葉市、広島市
	住宅戸数 (100戸超え等)	<u>仙台市</u> 、 <u>神戸市</u>
	(既存水利で包含されない場合) 原則防火水槽を設置	大阪市

※下線引きは開発面積要件・その他の要件のいずれも定めている都市

- 防火水槽を設置指導するため、開発面積を要件としている都市が多数であった。
- ただし、基準面積にはバラツキがみられた。
- その他の要件を定めている都市では、上表の3タイプの指導基準に大別された。

➤ 意見聴取①

防火水槽設置総数を維持していくため、さいたま市消防水利整備基準を以下の方向性で改定することについて、御意見を頂きたい。

＜改定方針（案）＞

大規模開発について、開発地周辺の水利環境に関わらず、防火水槽を設置する基準に改定する。

大規模開発行為を実施する場合、防火水槽を設置する。
（例：開発区域の面積が3,000㎡以上の開発行為）



消防局耐震性防火水槽整備計画

消防局耐震性防火水槽整備計画について

さいたま市防災都市づくり計画（延焼リスクの評価結果）

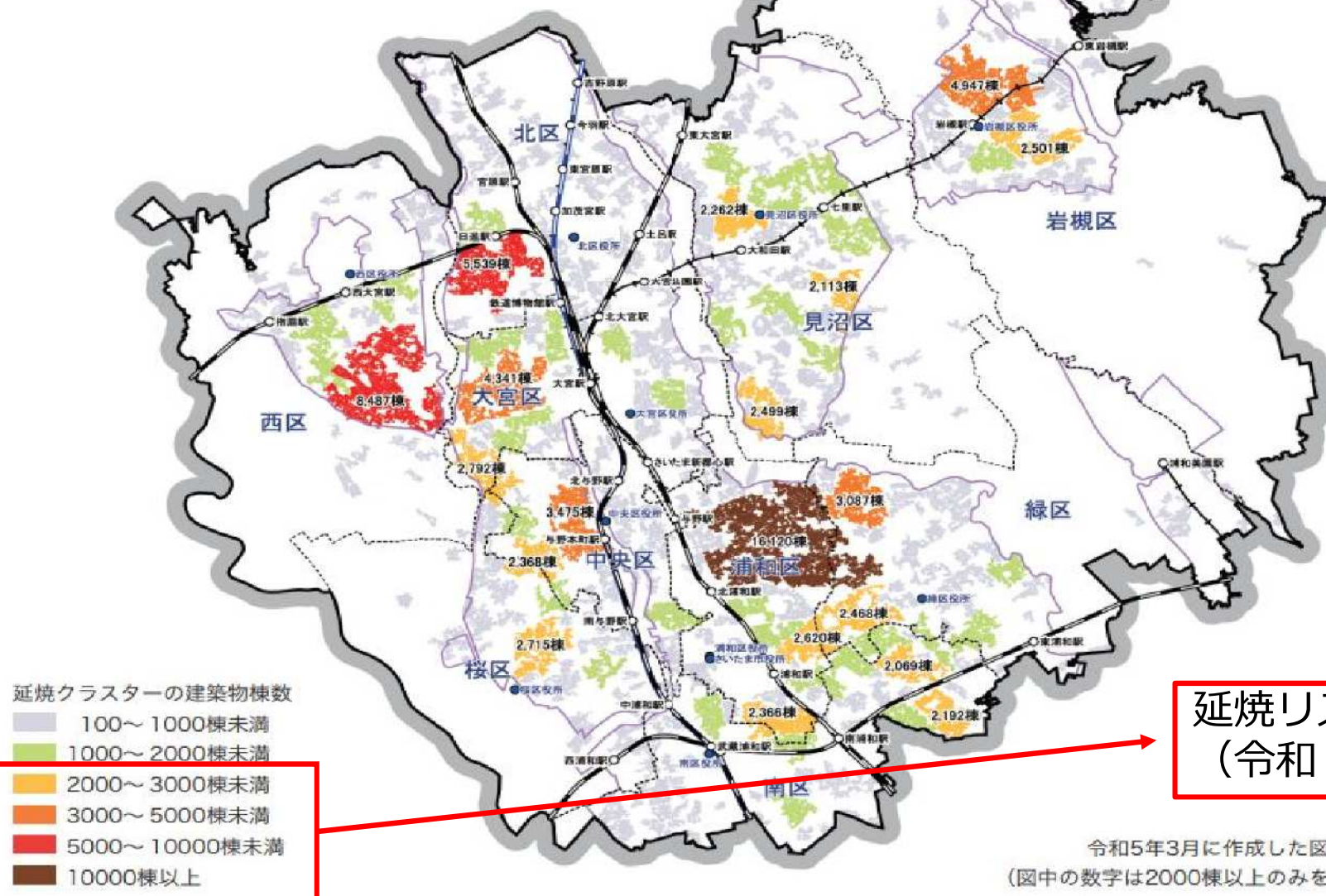
延焼リスクの評価

本市では、延焼クラスターの分析によって燃え広がる可能性が2,000棟以上の範囲になるものを延焼リスクが高いとしており、都心・副都心等の周辺に形成された住宅地で延焼リスクが高くなっています。

さいたま市消防局の計画



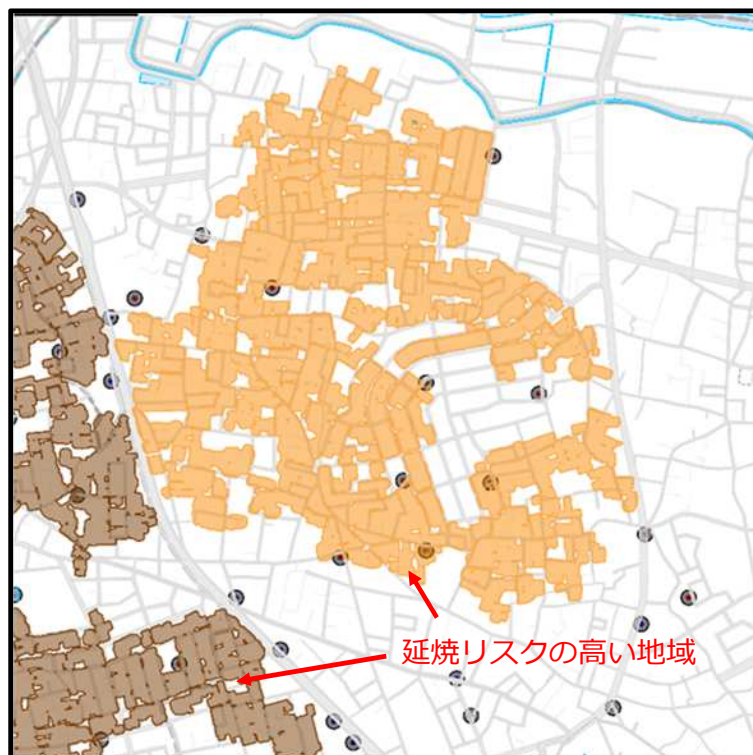
延焼リスクの高い地域に
優先的・重点的に
耐震性防火水槽を整備



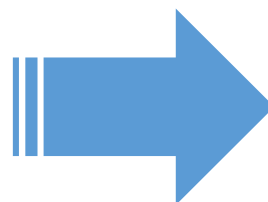
消防局耐震性防火水槽整備計画について

- 延焼リスクの高い地域を一边500mの正方形（500mメッシュ）に区分
- 防火水槽が充足していないメッシュに順次整備している。

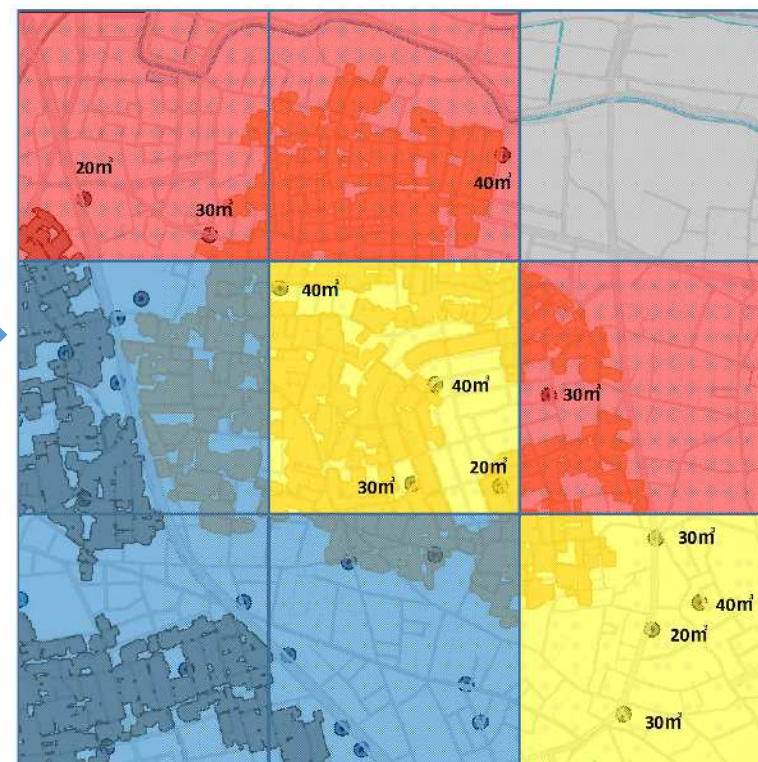
延焼リスクの高い地域【一例】



500mメッシュ【一例】



500mメッシュに区分



全500mメッシュ数※	1 6 1
充 足 メ ッ シ ュ 数	9 8
整 備 対 象 メ ッ シ ュ 数	6 3
充 足 率	60.8%

※全メッシュ数は令和元年度データ（更新に伴う見直し中）

赤	整備対象メッシュ	防火水槽 0 ～ 60m³未満
黄		防火水槽 60m³ ～ 160m³未満 又は 40m³型無し
青	充足メッシュ	防火水槽 160m³以上又は 100m³型 1 基以上
灰	除外メッシュ	対象地域外

➤ 課題

- 延焼リスクの高い地域（木造密集地域）への防火水槽整備は引き続き必要である。
- 消防局では、主に新設公園又は既存公園に年2基程度整備しているが、木造密集地域の地域特性（狭隘道路等）から、100m³型などの大容量の防火水槽整備は年々難しくなっている。
- 未整備箇所は狭小公園が多く、公園内への整備も将来的には限界がある。
- 延焼リスクの高い地域は、まちづくりにより変化するため、変化を的確に捉え、柔軟に対応できる計画とする必要がある。

消防局耐震性防火水槽整備計画の改定

➤ 意見聴取②

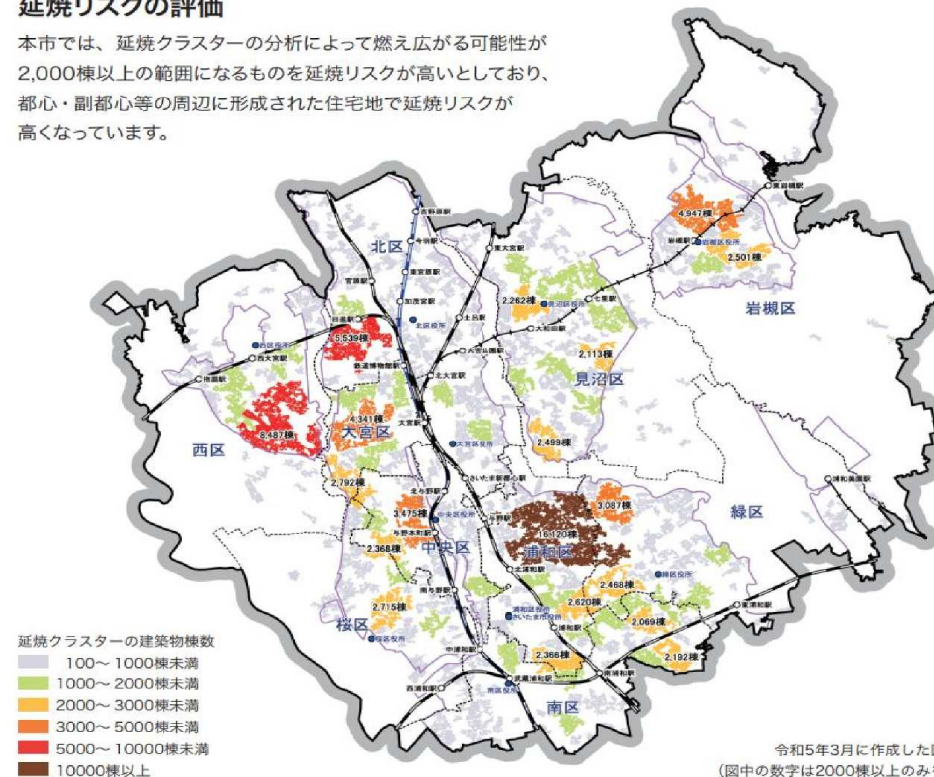
延焼対策区域※への対処として、消防局の耐震性防火水槽整備計画をより効率的・効果的な整備を実現できるように、御意見を頂きたい。

※さいたま市防災都市づくり計画において、延焼リスク（延焼クラスター2,000棟以上）の高い区域

延焼対策区域への耐震性防火水槽の整備促進策の意見聴取

延焼リスクの評価

本市では、延焼クラスターの分析によって燃え広がる可能性が2,000棟以上の範囲になるものを延焼リスクが高いとしており、都心・副都心等の周辺に形成された住宅地で延焼リスクが高くなっています。



令和5年3月に作成した図です。
(図中の数字は2000棟以上のみを表示)